

# 森林管理計画書

計画期間 自 平成29年11月14日  
至 平成35年 3 月31日

令和 3 年 10 月 18 日改正

伊豆半島森林認証ネットワーク

## 目次

1	概要	
1-1	名称及び連絡先	1
1-2	地域の概要	1
1-3	認証形態	1
2	森林管理方針	
2-1	基本理念	2
2-2	基本方針	2
2-3	森林管理計画	2
2-4	活動項目	2
3	認証森林の概況とその取扱い	
3-1	認証林の概要	3
3-2	人工林の現況とその取扱い	7
3-3	天然林の現況とその取扱い	7
3-4	特定地の取扱い	7
3-5	森林施業における環境配慮	8
3-6	野生生物と文化財の保護	9
4	林業経営	
4-1	伐期齢と生産目的	9
4-2	伐採と収穫	10
4-3	森林簿の再調整	10
4-4	境界の明確化	10
4-5	収穫計画	10
4-6	各サイトの林業経営	10
5	モニタリング調査	11
6	労働力と安全管理	
6-1	安全教育	11
6-2	社会保障への加入	12
6-3	事故の再発防止	12
6-4	安全管理	12
6-5	化学物質処理	12
7	社会的責務	
7-1	利害関係の把握	14
7-2	紛争解決	14
7-3	問い合わせ対応	14
7-4	地域社会の慣習的権利尊重	14
7-5	贈収賄防止基本方針	14

8	林内安全確保、不法投棄等への対策	
8-1	集材路等への進入禁止	15
8-2	林野火災予防と対応	15
8-3	不法投棄	15
8-4	違法伐採	15
8-5	廃棄物処理	16
9	認証製品の販売に関する管理	
9-1	認証製品の販売及び管理	16
9-2	グループの認証品販売管理	16
9-3	認証販売にかかる伝票	16
9-4	外部委託	16
9-5	グループ関係者以外の者の認証材の素材生産	16
10	情報公開	
10-1	森林管理計画書の公開	17
10-2	ホームページでの公開	17
10-3	公開の制限（個人情報保護）	17
参考資料1	森林管理計画書「3-4 特定地の取扱い」関係 バッファゾーン対象河川・溪流一覧	18
参考資料2	森林管理計画書「3-6 野生生物と文化財の保護」関係 希少動植物の保護に関するマニュアル	19
参考資料3	森林管理計画書「6-4 安全管理」関係 森林ボランティア等推進方針	35
参考資料4	森林管理計画書「6-5 化学物質処理」関係 化学物質取扱いマニュアル	36
参考資料5	不法投棄処理フロー	41
参考資料6	森林管理計画書「8-5 廃棄物処理」関係 廃棄物処理マニュアル	42
参考資料7	森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」関係 FSC 認証材取扱いマニュアル	43

## 1 概要

### 1-1 名称及び連絡先

住 所 〒415-0011  
静岡県下田市河内399（伊豆森林組合内）  
名 称 伊豆半島森林認証ネットワーク  
代 表 者 FM認証管理責任者（会長）  
（伊豆森林組合代表理事組合長 土屋勝利）  
連 絡 先 伊豆森林組合（事務局）  
電 話 0558-23-6116  
F A X 0558-25-3212  
Eメール info@izumori.jp

### 1-2 地域の概要

伊豆半島森林認証ネットワークは、森林法の規定に基づく伊豆森林計画区を中心とする広域的な認証管理団体である。伊豆森林計画区の概要は以下のとおり。

#### (1) 自然的・社会経済的背景

伊豆森林計画区は、静岡県の東部に位置する伊豆半島の全域で、下田市、熱海市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市と賀茂郡及び田方郡の5市6町を包括する区域である。

総面積は129千ha、県土面積の16%を占めている。

中央部には標高1,406mの万三郎岳を最高峰とする天城山系の山々が連なって、半島を二分しており、急峻な地形を形成している。

当地域は豊富な温泉と美しい景観に恵まれ、海岸線と天城山系の一部は富士箱根伊豆国立公園

に指定されている。また、南洋の火山島に由来する、世界でも特異な伊豆半島の地形や地質は、平成24年9月に、「伊豆半島ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されている。

本地域の基幹産業は観光業であり、第3次産業従事者が70%以上を占めている。

#### (2) 森林・林業の現況

森林面積は、96,838haで区域面積の75%を占めている。このうち森林法第5条の規定に基づく森林（伊豆地域森林計画対象民有林）は78,929haである。

伊豆地域の森林は、かつて薪炭生産が盛んであったため、広葉樹林の割合がおおよそ50%と県内他地域と比較して高い特徴がある。

木材生産量は、おおよそ5万m<sup>3</sup>で県下の14%を占める。大規模加工工場への原木の安定供給に積極的に取り組み、近年、生産量が大幅に増加している。

また、乾しいたけの生産は県全体の9割を占め、生しいたけと合わせて産地を形成している。一方で、ニホンジカ等による、しいたけ原木林や特用林産物等の被害が深刻となっている。

### 1-3 認証形態

#### (1) 森林認証グループシステム

- 伊豆半島森林認証ネットワーク規約及びサイト規約のとおり
- (2) グループ加入者  
名簿のとおり
- (3) 計画期間  
認証取得日から5年間

## **2 森林管理方針**

### **2-1 基本理念**

伊豆半島の美しい景観と、特異な地形や地質は、世界に誇れる魅力を有しており、これらを育むのは、豊かで多様な森林である。

伊豆の森林は、スギ・ヒノキの人工林、クヌギ・コナラの里山林、シイ・カシの常緑広葉樹林等、地域により様々な形態を呈し、その多面的な働きを通じて私たちの暮らしや産業を支えている。この森林の働きを将来にわたって維持するためには、適正に管理する仕組みを構築して、次代に継承していく必要がある。

このため、私たちは、F S C森林管理認証の基準を遵守した伊豆地域における世界水準の森林づくりと、林業・木材産業および山村の活性化を進める。

### **2-2 基本方針**

F S Cの原則と規準や関係法令を遵守し、「森林の整備育成、木材の生産、木材の販売及び林業活動」を以下の基本方針に基づき実施する。

- ・環境、社会、経済等に配慮した森林管理方法を明らかにし、作業員及び関係機関に対する理解と意識向上に努める
- ・地域社会の一員であることを認識し、広く社会との良好な関係を保つように努める
- ・常に長期的視野に立って経営計画を定め、確実な実行、検証、見直しを行う

### **2-3 森林管理計画**

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成する。

森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、「森林作業共通仕様書」・「モニタリング実施要領」での結果等を勘案し、5年に1回見直しを行う。

### **2-4 活動項目**

#### **(1) 環境**

- ・天然林を保護し、景観の多様化を図り、豊かな生態系を築く。
- ・区域内の河川を守り、下流住民の水瓶として森林を保全する。
- ・森林内を流れる溪流の水質汚染を防ぎ、水生生物の多様性を確保する。
- ・野生動植物との共生のための森林環境を整備する。
- ・外来種を発見した場合は、関係機関と連携し、排除に努める。

#### **(2) 社会**

- ・森林の持つ多面的な機能について広く理解を得るため、地域住民や都市住民と連携した森

林づくりをする。

- ・林業従事者の安定確保と地域社会の雇用の場として、森林が寄与できるよう努める。
- ・環境教育の場として、フィールド及び情報、実技を提供する。
- ・管理する森林内で行われる他者の行為についても、環境負荷が少なくなるよう指導する。
- ・地域における習慣的（伝統的）使用権について尊重する。

### (3) 経済

- ・循環型社会における木材の価値を高め、木材の利用拡大と安定供給に努める。
- ・経済的な森林管理のために、路網整備と管理計画に基づく施業を実行する。
- ・木材生産、森林整備のコスト軽減のために合理化を徹底的に行うとともに、環境負荷を最小にする努力をする。

## 3 認証森林の概況とその取扱い

### 3-1 認証林の概要

#### (1) 全体

##### ①認証森林の状況

			森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	サイト数
認証林			1539.47	374,095	6,716	100	6
内訳	人工林	針葉樹	1301.82	356,616	6,519	84.6	
		広葉樹	11.26	888	12	0.7	
	小計		1313.08	357,504	6,531	85.3	
	天然林		175.58	16,592	185	11.4	
	その他		50.81	-	-	3.3	
国立公園			330.10				
保安林			315.02				
保全地帯			214.95				
保護区			92.83				

##### ②認証森林の位置、区分

別紙「FM認証グループ管理図面」のとおり

##### ③各サイトの一覧

	森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	森林所有者数
伊豆森林組合サイト	308.68	72,583	1,212	12
田方森林組合サイト	120.63	20,465	416	7
伊豆市有林サイト	436.03	119,455	2,039	1
河津町有林サイト	117.86	25,758	504	1
賀茂地域県営林サイト	379.30	97,929	1,870	1
東部地域県営林サイト	176.97	37,905	675	1

	樹種別森林面積 (ha)					
	スギ	ヒノキ	その他針	コナラ	クヌギ	その他広
伊豆森林組合サイト	142.00	43.99	-	-	3.89	118.80
田方森林組合サイト	6.71	77.56	-	0.08	0.20	35.87
伊豆市有林サイト	128.45	262.75	8.93	-	0.01	11.56
河津町有林サイト	33.13	69.75	0.17	-	6.08	0.54
賀茂地域県営林サイト	152.54	206.99	4.75	-	-	2.03
東部地域県営林サイト	32.72	121.78	9.60	1.11	4.43	2.24

(2) 伊豆森林組合サイト

①認証森林の状況

			森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	森林所有者数 (人)
認証林			308.68	72,583	1,212	100	19
内訳	人工林	針葉樹	185.99	59,895	1,085	60.3	
		広葉樹	3.89	433	5	1.3	
	小計		189.88	60,328	1,090	61.5	
	天然林		118.80	12,255	122	38.5	
	その他		-	-	-	-	
国立公園			-				
保安林			47.38				
保全地帯			51.23				
保護区			27.32				

②認証森林の位置、区分

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(3) 田方森林組合サイト

①認証森林の状況

			森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	森林所有者数 (人)
認証林			120.63	20,465	416	100.0	7
内訳	人工林	針葉樹	84.27	17,495	380	69.9	
		広葉樹	0.28	28	0	0.2	
	小計		84.55	17,523	380	70.1	
	天然林		35.87	2,943	36	29.7	
	その他		0.21	-	-	0.2	
国立公園			-				

保安林	1.16				
保全地帯	13.06				
保護区	8.89				

②認証森林の位置、区分

別紙「FM認証グループ管理図面」のとおり

(4) 伊豆市有林サイト

①認証森林の状況

		森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	森林所有者数 (人)	
認証林		436.03	119,455	2,039	100.0	1	
内訳	人工林	針葉樹	400.13	118,575	2,021	91.8	
		広葉樹	0.18	28	0	0.0	
	小計	400.31	118,603	2,021	91.8		
	天然林	11.39	852	18	2.6		
	その他	24.33	-	-	5.6		
国立公園		320.88					
保安林		88.05					
保全地帯		46.92					
保護区		23.14					

②認証森林の位置、区分

別紙「FM認証グループ管理図面」のとおり

(5) 河津町有林サイト

①認証森林の状況

		森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	森林所有者数 (人)	
認証林		117.86	25,758	504	100.0	1	
内訳	人工林	針葉樹	103.05	25,371	497	87.4	
		広葉樹	6.62	387	7	5.6	
	小計	109.67	25,758	504	93.0		
	天然林	-	-	-	-		
	その他	8.19	-	-	6.9		
国立公園		9.22					
保安林		117.86					
保全地帯		14.12					
保護区		6.20					

②認証森林の位置、区分

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(6) 賀茂地域県営林サイト

①認証森林の状況

			森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	森林所有者数 (人)
認証林			379.30	97,929	1,870	100.0	1
内訳	人工林	針葉樹	364.28	97,803	1,868	96.0	
		広葉樹	-	-	-	-	
	小計		364.28	97,803	1,868	96.0	
	天然林		2.03	126	2	0.5	
	その他		12.99	-	-	3.4	
国立公園			0				
保安林			11.28				
保全地帯			40.26				
保護区			19.79				

②認証森林の位置、区分

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

(7) 東部地域県営林サイト

①認証森林の状況

			森林面積 (ha)	蓄積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )	構成比率 (%)	森林所有者数 (人)
認証林			176.97	37,905	675	100.0	1
内訳	人工林	針葉樹	164.1	37,477	668	92.7	
		広葉樹	0.29	12	0	0.2	
	小計		164.39	37,489	668	92.9	
	天然林		7.49	416	7	4.2	
	その他		5.09	-	-	2.9	
国立公園			-				
保安林			49.29				
保全地帯			49.36				
保護区			7.49				

②認証森林の位置、区分

別紙「FM 認証グループ管理図面」のとおり

### 3-2 人工林の現況とその取扱い

認証対象森林 1597.32 haのうち人工林は 1370.20 haであり、人工林の植生内訳はスギ 537.64 ha、ヒノキ 797.42 ha、コナラ 1.19 ha、クヌギ 14.75 ha、その他 19.20 ha、その総蓄積は 355 千 $m^3$ である。認証対象森林の市町村森林整備計画に定める標準伐期齢はスギが 40 年、ヒノキが 45 年、コナラ・クヌギが 15 年としているが、公益的機能別施業森林に指定された区域については、同計画に定める施業の方法に応じた伐期齢以上での収穫を林地ごとに計画する。

現在、人工林の多くが伐採に適した林齢を迎えつつあり、これからは木材の供給能力が増大すると見込まれる。

今後、森林経営計画等に基づき、持続可能な森林経営を行いながら、安定した木材の供給を目指すとともに、保全地域及び保護区に指定される森林や保安林、自然公園については、保護、保全に努めていく。

### 3-3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 1597.32 haのうち広葉樹を多く含む天然林は 179.41 haであり、その総蓄積は 33 千 $m^3$ である。この天然林を主体として、認証森林全体の 13.2% (219.13ha) は保全地帯、5.8% (95.65ha) は保護区に指定し保全、保護を行う。

保全地帯においては、薪炭をはじめとするエネルギー資源、特用林産物資源として活用するとともに、景観に配慮した植生を形成しつつ、多様な動植物の生息、生育環境の保全に努める。

保護区においては、商業的伐採を禁止する。

なお、広葉樹林は主として萌芽更新を行い、他の林種への転換は行わないこととする。

### 3-4 特定地の取り扱い

#### (1) 急傾斜地

急傾斜地のうち土壌浸食が見られる林分では、強度間伐により自然植生を促して、林地及び表土を保護すること。

#### (2) 保全地帯

認証林のうち 14.0% (219.13ha) については、保全地帯とし、指定した生物多様性の保全を主な目的として管理する。

#### (3) 保護区

認証林のうち 6.1% (95.65ha) については、保護区として指定し、全ての商業的な収穫から保護されることを目的とし管理する。

#### (4) バッファゾーン

尾根筋や常時水が流れている河川及び溪流沿いは、水質保全や生物多様性の確保のために、当該河川及び溪流から 10m~20m程度の人工林は、強度間伐を行うとともに、広葉樹自然植生を促す。(参考資料 1 「バッファゾーン対象河川・溪流一覧」参照)

また、伐採木が河川等にかからないよう特に注意するとともに、天然林はそのまま保護する。

#### (5) 保護価値の高い森林

認証林のうち保護価値が高い森林については、その特質が確実に維持され高められるよう、

慎重に管理する。

### 3-5 森林施業における環境配慮

認証対象森林の市町村森林整備計画及び別紙「森林作業共通仕様書」に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施する。

#### (1) 地拵え

- ・広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと

#### (2) 植栽・萌芽整理

- ・活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと
- ・野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずること

#### (3) 下刈り

- ・林分の状況を判断し、方法を決定すること
- ・必要以上の下刈りは、避けること
- ・広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと
- ・刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと
- ・刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと
- ・鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること

#### (4) つる切り

- ・つる類の切断除去にあたっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと

#### (5) 枝打ち

- ・枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること

#### (6) 除・間伐

- ・可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること
- ・間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ必要最小限にすること
- ・伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること
- ・急傾斜地においては、伐倒木が流出しないような対策をとること
- ・河川等にかかっている、又は流れ込む恐れがある倒木を処理すること
- ・急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では弱度の間伐を繰り返し行うこと
- ・土壌浸食が見られる林分では、強度間伐により自然植生を促して、林地及び表土を保護すること。

#### (7) 伐採・搬出

- ・地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること
- ・伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと
- ・収穫材、残存木の破損は、最小限にすること
- ・資材等の放置はしないこと
- ・搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること
- ・年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、

混交林への誘導を図ること

- ・伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること

#### (8) 林内路網整備

- ・静岡県が定める「林業専用道・森林作業道作設指針」に適合すること
- ・周辺に生息する小動物や魚の生息環境を保全するため、適切な工種工法等を選定すること
- ・建設副産物の発生抑制及び適正処理を図ること

#### (9) 自然災害等の対策

当地域は、台風等による影響を受けやすく、また、近年ではニホンジカの生息密度が高くなっているため、次の対策を実施する。

- ・台風等による風害及び水害で発生した風倒木等について、緊急を要する場合には速やかに処理をおこなうこと
- ・伐採後に再造林をする際には、シカ等による食害から守るため、防護柵や単木処理等の対策をとること
- ・萌芽更新の際には、食害が発生していないかモニタリングを行い、食害に遭った場合には防護柵等の対策を行うこと

### 3-6 野生生物と文化財の保護

平成16年3月発行「まもりたい静岡県の野生生物—県版レッドデータブック—」を参考にするとともに、有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努める。(参考資料2「希少動植物の保護に関するマニュアル」参照)

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意する。特に施業場所内に営巣場所を確認した場合は、行政の環境担当部署及び専門家と相談し、繁殖活動を妨げないよう作業内容を工夫する。

また、「静岡県鳥獣保護区等位置図」を参考に鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域を把握し、鳥獣の保護を図るとともに、植林地において野生動物による食害が深刻な場合には、防護柵の設置等の防除対策をとる。

併せて、市町の文化財地図等を参考に文化財や天然記念物等の分布状況の情報収集を行い、作業を実施する際は、文化財保護法に基づき実施するとともに、行政の文化財担当部署と協議し、天然記念物等の保護に努める。

## 4 林業経営

### 4-1 伐期齢と生産目的

認証対象森林の市町村森林整備計画に定める標準伐期齢はスギが40年、ヒノキが45年、コナラ・クヌギが15年としているが、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではない。

林地が広大、且つ、急峻で、林地によって肥瘦の差が激しいこともあり、樹齢をもって伐採適

期を一律に定めることが困難であるため、林分の生育状況、木材価格の動向、構成員の経済状況等から、生産目的に応じて構成員が判断することとする。

#### 4-2 伐採と収穫

認証対象森林の市町村森林整備計画に基づき、次のとおりとする。

##### (1) 間伐

- ・森林組合・林業事業体等からの提案による所有者のとりまとめを行い森林施業の共同化・効率化を進める。
- ・合理的・集約的な林業経営を推進するため、ハーベスタ、プロセッサなどの高性能林業機械の導入、林道・作業道の開設・改良等林内路網の整備を推進するとともに、林道・作業道の維持・管理及び補修を適切に行って、作業効率の向上を図る。
- ・簡易な作業道又は複合路網の整備にも重点をおき、施業集約化による搬出コストの低減を図り、林業生産性の向上を図る。

##### (2) 主伐

- ・1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。
- ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。
- ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行う。
- ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努める。
- ・上記(1)間伐と同様、森林施業の共同化・効率化等を進める。

#### 4-3 森林情報の整備

正確な情報により森林を管理するため、森林情報を整備・修正する。

#### 4-4 境界の明確化

林業経営の持続化、紛争の未然防止のため境界を明確にする。

明確化作業の方法は、利害関係者の立会いの下で境界を決定し、境界杭やペンキなどで境界を明示する。境界の決定をした日時、場所、立会者、明示の方法等を文書化し、保管する。

特に曖昧な境界については、明確化作業を実施する。

#### 4-5 収穫計画

##### (1) 収穫

適正な森林管理を行いながら、利用間伐量の増加と安定供給を図る。

主伐については、一体的に管理される森林全体の成長量を越えない伐採量とする。

##### (2) 木材の生産販売

販売に際しては、山元への利益還元と市場等への安定供給に努める。

#### 4-6 各サイトの林業経営

(1) 伊豆・田方森林組合サイト

木材価格の低迷で収穫を見合わせ、伐期に達した林分が多くある。今後は、林内路網整備、高性能林業機械の導入等によりコスト削減を図り、安定した木材生産と収穫を目指す。

木材生産性の低い林分は広葉樹林化、混交林化を進め、公益的機能の増進を図る。

(2) 伊豆市有林サイト

「伊豆市森林整備計画」に定められた事項を踏まえ、木材生産と森林の公益的機能の増進を図るための森林施業を基本とする。路網整備を進め、計画的な利用間伐を行うことで安定的に木材を生産するとともに、森林の健全性を維持する。

さらに、間伐を通して、林床に光を入れ下層植生の成長・発達を誘導することにより、浸透・保水能力の高い森林を整備し、水源涵養機能等の公益的機能の発揮を目指す。

また、天然林は保全に努めた経営を実施し、野生生物の営巣、餌場として多様な生息環境を確保する。

(3) 河津町有林サイト

対象となる登尾町有林は河津町森林整備計画において木材生産機能維持増進森林、水源涵養機能維持管理増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林として位置づけられており、木材生産機能と公益的機能の調和のとれた施業の推進が必要な地域である。このため、適正な間伐を実施することにより、下層植生の生育を促し、森林の有する公益的機能の発揮を図るとともに、木材資源の有効利用による持続的な森林経営を目指す。

(4) 賀茂地域・東部地域県営林サイト

「静岡県県営林経営計画」及び「静岡悠久の森づくりプラン」に定められた基準等を踏まえ、「資源循環林地」と「静岡悠久の森」に区分し、以下のとおり管理する。

ア 資源循環林地

計画的かつ適切な管理による多面的機能の持続的な発揮を目的として、長伐期・非皆伐施業を基本とする県営林施業モデルにより整備を進める。

イ 静岡悠久の森

豊かな自然環境財としての森林を後世に継承し、県民参加の森づくりを推進するため、スギ・ヒノキの人工林は巨樹の森に導き、広葉樹林は、自然植生林や再生二次林に誘導する。

また、森づくり活動等のフィールドとして、積極的に活用していく。

## 5 モニタリング調査

モニタリングについては、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させるものとする。

## 6 労働力と安全管理

### 6-1 安全教育

各サイトの森林作業従事者は、静岡県林業技術者協会等の研修会を積極的に受け、研修内容を関係者に伝達するとともに、その研修記録を保管する。施業場所により安全確保内容が異なるので、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行い、特に未習熟の作業員の初期教育の際には、安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育する。

また、森林組合及び素材生産業者、自伐林家等、すべての森林作業従事者が労働安全衛生規則を守るように努める。

## 6-2 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入する。

## 6-3 事故の再発防止

事故の再発防止のため、労災事故が発生した際には、その記録を作成・保管するとともに、今後の対策を示す。

## 6-4 安全管理

### (1) 安全装備

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図る。

- ・保護帽 … J I S規格認定のヘルメット
- ・手袋 … 防振機能付き手袋、滑り止め付き軍手等
- ・作業服 … 体にあった衣服
- ・安全ズボン … チェンソーを目詰まりさせる素材の入った安全ズボン・チャップス等
- ・安全靴 … 切断防止物が組み込まれた安全ブーツ、つま先等の部分に防護物が組み込まれている安全ブーツ又は地下足袋
- ・その他 … ゴーグル、防虫ネット、粉塵マスク等林業作業に適した防護装備

林業作業に適した防護装備

防護する部位	足	脚	胴腕脚	手	頭	眼・顔	耳
適切な防護装備	安全ブーツ・靴	安全ズボン	体に合った衣服	手袋	安全ヘルメット	バイザーゴーグル	耳あて
植え付け							
手作業	✓			✓			
下刈り							
手鎌	✓			✓			
チェンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
草刈機	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
枝打ち							
手作業の道具	✓			✓	✓	✓	
伐倒							
手作業の道具	✓		✓	✓	✓		

チェンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
玉切り							
チェンソー	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
機械	✓		✓	✓		✓	✓
搬出・集材							
搬出	✓		✓	✓	✓		
集積	✓		✓	✓	✓		
積み込み	✓		✓	✓	✓		

## (2) 安全装備の点検・装着確認および更新

安全装備の点検・装着確認は週1回朝礼時に行う。点検結果は点検表に記載し、破損や摩耗等で更新の必要がある場合は速やかに更新する。更新の方法は各サイトで定める。

## (3) エピペンの携帯

蜂毒等へのアレルギー反応による事故防止のため、森林作業従事者は定期的のアレルゲン検査を受診する。その結果、蜂毒等に対する特異的 IgE のクラスが4以上の者に対しては本人の意思確認のうえ、医師の診察を受けさせる。その結果、必要と判断された場合はエピペンを処方してもらい、携帯させる。

## (4) ボランティアの安全管理

- ・ボランティアが作業を行う場合は、傷害保険に加入する
- ・ボランティアが行う作業は、その技術にあったものとする
- ・ボランティアには、急傾斜地等の足場の悪い場所での作業はさせない
- ・参考資料3「森林ボランティア等推進方針」に基づき、市民のボランティア活動等に対し積極的に支援する

## 6-5 化学物質処理

認証林内においては、環境への影響を最大限に考慮し、化学薬品は原則使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合においても必要最低限とし、次のとおり適正な使用を行うとともに、参考資料4「化学物質取扱いマニュアル」に基づいた取扱いとする。

なお、FSC森林認証において禁止されている薬剤については、原則として使用しないこととする。

### (1) 油脂の取扱い

- ・油脂等の化学物質の使用については、製品の取扱方法を遵守する。
- ・油脂等を使用した機械器具からの流出を防ぐ。
- ・油脂等の交換、補給は溪流付近では行わない。
- ・使用した化学物質の廃棄物については持ち帰り、その処理規準や市町の処理規準に従って適正に廃棄する。
- ・溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図る。

### (2) 森林病虫害獣対策における取扱い

- ・松くい虫・ナラ枯れ被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、森林組合・

林業事業体等と連携して早急に必要な措置をとる。

- ・薬剤を使用する場合には、環境への影響を最大限に考慮し、適正使用を行う。
- ・獣害対策において忌避剤を使用する場合には、環境負荷の少ないものを使用する。

F S C 森林認証禁止薬剤

薬品名	用途	主要成分
殺虫剤		
パークサイドF油剤	松枯れ（散布、塗布）	フェニトロチオン（MEP）
スミチオン	松枯れ（散布、塗布）	フェニトロチオン（MEP）
パインサイドS油剤D	松枯れ（散布、塗布）	フェニトロチオン（MEP）
ジメトエート	農作物	ジメトエート

## 7 社会的責務

### 7-1 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行う。

影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査し、問い合わせへの回答を行うとともに、苦情処理記録を作成、保管する。

### 7-2 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努める。また、当方の責任により損害を与えた場合には、補償を行う。解決にあたっては、当事者間による交渉を持ってあたるが、合意に至らない場合、調停等により、解決を目指すこととする。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管する。

### 7-3 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、各サイト及び事務局が対応するが、個人情報にかかわることについてはサイトの構成員が対応する。

また、木材の販売に関する問い合わせについては、各サイトが対応する。

### 7-4 地域社会の慣習的権利尊重

山菜の採取等、地域社会の慣習的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるものとする。

### 7-5 贈収賄防止基本方針

#### (1) 目的

伊豆半島森林認証ネットワークは、事業を遂行する地域に適用される贈収賄の禁止に関する法規制及び各行政機関の規定・森林組合規定を遵守し、社会論理に適合した行動を実践することを目的とし本方針を定める。

#### (2) 遵守事項

伊豆半島森林認証ネットワークは、グループすべての関係機関に以下の事を求める。

- ① 贈収賄行為の禁止  
何人に対しても、直接的・間接的に行うかを問わず、賄賂の申し出、約束、供与をせず、または賄賂の要求、約束、受領もしないこと
- ② 公務員等への接待・贈答の禁止  
公務員等に対し、接待や贈答を行わないこと。但し、社会通念に照らして、常識的な範囲内で例外的に行う場合、適切な承認手続きに則って行い、かつ適切な事後確認を実施すること
- ③ 健全な取引関係の構築  
適法かつ疑義のない相手のみと事業を遂行するとともに、これらの者との契約書に贈収賄を禁止する旨の条項を導入するように努めること
- ④ 定期的なリスクの評価、見直し及び改善  
定期的に贈収賄リスクを評価するとともに、贈収賄防止のための規定・ガイドライン等及び統制を見直して、必要に応じて改訂・改善を実施すること
- ⑤ 会計記録管理の徹底  
伊豆半島森林認証ネットワークのすべての取引に関して、合理的な詳細さをもって正確な帳簿を作成し、記録を保持すること
- ⑥ 報告  
贈収賄の禁止に関する法規制及びグループすべての関係機関の規定・ガイドライン等に違反している疑いがある場合は、適時適切な処置を可能とするために、速やかにFM認証管理責任者に報告すること

## **8 林内安全確保、不法投棄等への対策**

### **8-1 集材路等への進入禁止**

林内交通の安全確保、不法投棄等の防止のため、林道や作業道と集材路等との分岐点には、「関係者以外の車両進入禁止」の標示又は車止めの設置をすすめる。

### **8-2 林野火災予防と対応**

#### (1) 火災予防

- ・ 地元消防署と連携し、予防活動や演習を行う。特に、所轄の消防団分団との連携を密にする。
- ・ 山林火災予防の立て看板等を事前に要所に設置する。
- ・ 枯草等のある場所や強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ・ 作業中は、指定された場所以外での喫煙は禁止する。

#### (2) 火災時の対応

認証林及びその周辺で林野火災が発生した場合、消防組織指揮系統で消火作業が行われるが、構成員は、状況把握や消防組織に対する情報提供等を積極的に行い、被害拡大防止に資する。

### 8-3 不法投棄

不法投棄を発見した場合は、参考資料5「不法投棄処理フロー」に基づき対応する。

### 8-4 違法伐採

盗伐を発見した場合には、管内の警察署、市町関係部署、森林所有者へ速やかに伝達する。

また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ林内路網への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行う。

### 8-5 廃棄物処理

認証林内で発生した廃棄物については、参考資料6「廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正に処理する。

## 9 認証製品の販売に関する管理

### 9-1 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理にあたっては、木材の販売形態により、下記の識別方法を用いる。

- ・立木：図面により認証林内であることを表示する
  - ・素材：丸太にチョーク・スプレー・スタンプ等で着色し、識別する
- ※土場における認証材の識別は、丸太元口への着色と、その時点で土場で扱っている丸太を示す「土場扱い丸太一覧表」により識別する

### 9-2 グループの認証品販売管理

サイト管理責任者は、年度終了後、各サイトの木材等販売記録を次年度の総会までにFM認証管理責任者に提出する。

### 9-3 認証販売にかかる伝票

製品販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとする。

- (1) 出荷の日付
- (2) 収穫された森林経営計画団地名等
- (3) 出荷先
- (4) 出荷材積
- (5) 製品仕様
- (6) 認証登録番号
- (7) 認証の種類

### 9-4 外部委託

認証製品の加工についての外部委託は次のとおりとする。

- (1) 外部委託先
  - ・「外部委託覚書」を締結した法人又は個人とする

(2) 認証製品の取扱い

- ・非認証事業者については、対象事業者に応じた認証製品に関する取扱手順書を作成し、取り扱うこととする
- ・認証事業者については、各々の管理マニュアルにより取扱うこととする

**9-5 グループ関係者以外の者の認証材の素材生産**

当グループの構成員または、サイトの構成員、森林所有者以外の者が当グループの FSC 認証材を取扱う場合は、参考資料 7 「FSC 認証材取扱いマニュアル」に基づき行う。

**10 情報公開**

**10-1 森林管理計画書の公開**

この計画書は、すべて公開する。

**10-2 ホームページでの公開**

伊豆半島森林ネットワーク事務局のホームページにおいて、当計画書の内容をはじめ、当グループの活動や成果、モニタリング結果についての情報を公開する。

**10-3 公開の制限（個人情報保護）**

グループ単位での情報はすべて公開するが、構成員毎の情報は公開しない。  
なお、構成員毎の情報について、自らの判断により公開することを妨げない。

付記 この計画書は、平成 29 年 11 月 14 日から実施する。

参考資料1 (森林管理計画書「3-4 特定地の取扱い」関係)

## バッファゾーン対象河川・溪流一覧

サイト名	対象河川・溪流	主な場所 (該当する林班・団地等)	備考
田方森林組合	修善寺川	74 林班と 75、76 林班の林班界沿い	
伊豆市有林	徳永川	216 林班と 213、217、218 林班の林班界沿い	
以上			

## 参考資料2

### 森林管理計画書「3－6 野生生物と文化財の保護」関係

#### 希少動植物の保護に関するマニュアル

##### 1 趣旨

森林管理計画書「3－6 野生生物と文化財の保護」に基づき、静岡県版レッドデータブック（静岡県自然保護室 H16.3）掲載種のうち別紙1「希少動植物の生息一覧」に掲載されている動植物等を発見した際の対処方法を、次のとおり定める。

##### 2 FM認証管理責任者

- (1) 各サイト管理責任者からの情報を整理、記録、地図化する
- (2) 伝達及び広報
  - ・発見について、他のサイト管理責任者に伝達する
  - ・鳥獣保護管理員及び行政環境担当部署に伝達を行う
  - ・こころない捕獲等を防止するため、広報は実施しない
- (3) 本マニュアルの変更が必要な場合は、変更を行う

##### 3 サイト管理責任者

- (1) 発見の記録及び報告
  - ・発見した場合は別紙2「希少動植物の生息確認調査票」に記録し、原本を保管するとともに速やかにFM認証管理責任者に提出する
- (2) 施業時の注意
  - ・静岡県版レッドデータブック（静岡県自然保護室 H16.3）の 카테고리ごとの保護方針に基づく対応を基本とする
  - ・施業時には、行政環境担当部署及び専門家と相談し、以下のとおりとする
    - ①希少動植物の生息を阻害しないよう工夫する
    - ②希少動物の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮する
    - ③希少植物を発見し、施業に支障がある場合は、細心の注意をもって移植することとする  
が、同一施業地内において行う
- (3) 希少動植物の生息の公表
  - ・こころない捕獲等を防止するため、公表しない

##### 4 その他

県または市町が管理計画等を作成している場合は、これに沿った対応及び管理を実施する。

### 希少動植物の生息一覧 (希少植物)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧 I A 類 (CR)	ヒメウラボシ	キレハオオクボシダ	
	リンドウ	ソナレセンブリ	○
	ヒナノシヤクジョウ	タヌキノシヨクダイ	
	サトイモ	オドリコテンナンショウ	
	サトイモ	アマギテンナンショウ	
絶滅危惧 I B 類 (EN)	コバノイシカグマ	セイタカイワヒメワラビ	
	ホングウシダ	サイゴクホングウシダ	
	イノモトソウ	ハチジョウシダ	
	イノモトソウ	ニシノコハチジョウシダ	
	チャセンシダ	ヤクシマホウビシダ	
	チャセンシダ	カミガモシダ	
	オンダ	オトコシダ	
	オンダ	ナガサキシダ	
	オンダ	オニイノデ	
	ヒメシダ	タチヒメワラビ	
	イワデンダ	ルリデライヌワラビ	
	イワデンダ	ヒトツバシケシダ	
	イワデンダ	ミドリワラビ	
	イワデンダ	ノコギリヘラシダ	
	イワデンダ	コガネシダ	
	ウラボシ	シンテンウラボシ	
	キンポウゲ	オキナグサ	
	キンポウゲ	ヒキノカサ	
	ウマノスズクサ	シモダカンアオイ	
	ボタン	ベニバナヤマシヤクヤク	
	トウダイグサ	カンコノキ	
	トウダイグサ	ヒトツバハギ	
	ミカン	タチバナ	

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	クロウメモドキ	ヨコグラノキ	
	ミソハギ	ミズキカシグサ	
	サクラソウ	サワトラノオ	
	サクラソウ	サクラソウ	○
	リンドウ	シノノメソウ	
	ムラサキ	ムラサキ	
	イワタバコ	シシンラン	
	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	
	ホンゴウソウ	ウエマツソウ	
	ユリ	イズアサツキ	
	アヤメ	ヒメシャガ	
	サトイモ	オオミネテンナンショウ	
	ラン	マヤラン	
	ラン	ハコネラン	
	ラン	ナヨテンマ	
	ラン	ヒロハツリシュスラン	
	ラン	ヒメノヤガラ	
	ラン	フガクスズムシソウ	
	ラン	ヒナチドリ	
	ラン	カモメラン	
	ラン	トキソウ	
	ラン	オオハクウンラン	
ラン	ショウキラン		
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	マツバラン	マツバラン	
	ヒカゲノカズラ	スギラン	
	ゼンマイ	シロヤマゼンマイ	
	コバノイシカグマ	ユノミネシダ	
	シシラン	タキミシダ	
	シシラン	ナカミシシラン	
	イノモトソウ	アイコハチジョウシダ	
	イノモトソウ	ハチジョウシダモドキ	
	チャセンシダ	ヒノキシダ	
	オシダ	カツモウイノデ	
	オシダ	イズヤブソテツ	
	オシダ	ヒロハヤブソテツ	
	オシダ	ツクシヤブソテツ	

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	オシダ	ホオノカワシダ	
	オシダ	タニヘゴ	
	イワデンダ	イワヤシダ	
	イワデンダ	イヨクジャク	
	イワデンダ	ニセコクモウクジャク	
	イワデンダ	アオキガハラウサギシダ	
	ヤナギ	コマイワヤナギ	
	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	
	キンポウゲ	ハコネシロカネソウ	
	キンポウゲ	ミシマバイカモ	
	ウマノスズクサ	アマギカンアオイ	
	ウマノスズクサ	ズソウカンアオイ	
	ベンケイソウ	マツノハマソウ	
	ユキノシタ	ヒトツバシヨウマ	
	ユキノシタ	シラヒゲソウ	
	ユキノシタ	ヤシャビシヤク	
	マメ	ミヤマトベラ	
	トウダイグサ	ノウルシ	○
	ツゲ	フッキソウ	
	グミ	ハコネグミ	
	スマレ	サクラスマレ	
	セリ	ミシマサイコ	
	サクラソウ	コイワザクラ	
	リンドウ	ムラサキセンブリ	
	キョウチクトウ	チョウジソウ	
	シソ	ヒメハッカ	
	シソ	ヤマジソ	
	シソ	ヒメナミキ	
	ゴマノハグサ	イズコゴメグサ	
	ハマウツボ	ハマウツボ	
	タヌキモ	タヌキモ	
	タヌキモ	ムラサキミミカキグサ	
	キキョウ	ツルギキョウ	
	キキョウ	キキョウ	○
	キク	ユキヨモギ	
	キク	アキノハハコグサ	

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	キク	ヤナギタンポポ	
	キク	ヒメヒゴタイ	
	キク	コウリンカ	
	キク	ハチジョウナ	
	トチカガミ	マルミスブタ	
	ヤマノイモ	イズドコロ	
	アヤメ	カキツバタ	
	サトイモ	ヒトツバテンナンショウ	
	サトイモ	ミミガタテンナンショウ	
	ウキクサ	ヒンジモ	
	カヤツリグサ	ミヤマジュズスゲ	
	カヤツリグサ	サナギスゲ	
	カヤツリグサ	オニナルコスゲ	
	ラン	ナツエビネ	
	ラン	ナギラン	
	ラン	クマガイソウ	○
	ラン	ハルザキヤツシロラン	
	ラン	サギソウ	○
	ラン	ミズトンボ	
	ラン	カゲロウラン	
	ラン	スズムシソウ	
	ラン	ヒメムヨウラン	
	ラン	ウチョウラン	
	ラン	ミズチドリ	
	ラン	ツレサギソウ	
	ラン	オオバナオオヤマサギソウ	
ラン	キバナノショウキラン		
準絶滅危惧種 (NT)	アカウキクサ	オオアカウキクサ	
	タデ	ヤナギヌカボ	
	ウマノスズクサ	オトメアオイ	
	ボタン	ヤマシャクヤク	
	ベンケイソウ	ツメレンゲ	
	ユキノシタ	ムカゴネコノメソウ	
	ユキノシタ	タコノアシ	○
	バラ	サンショウバラ	
	ジンチョウゲ	サクラガンピ	

カテゴリー	科名	種名	普及版
準絶滅危惧種 (NT)	ミソハギ	ミズマツバ	
	アカバナ	ウスゲチョウジタデ	
	ツツジ	アマギツツジ	
	ツツジ	アマギシャクナゲ	
	ツツジ	ハコネコメツツジ	○
	リンドウ	イヌセンブリ	
	ガガイモ	クサナギオゴケ	
	ガガイモ	スズサイコ	
	ムラサキ	スナビキソウ	
	クマツヅラ	カリガネソウ	
	シソ	マネキグサ	
	シソ	ミゾコウジュ	
	ナス	アオホオズキ	
	ゴマノハグサ	オオヒキヨモギ	
	ゴマノハグサ	イヌノフグリ	
	キク	タテヤマギク	
	キク	イズカニコウモリ	
	キク	イズハハコ	
	アマモ	エビアマモ	
	アマモ	コアマモ	
	ミクリ	ミクリ	
	ミクリ	ナガエミクリ	
	ラン	マメヅタラン	
	ラン	ムギラン	
	ラン	エビネ	○
	ラン	キンラン	○
	ラン	セッコク	
	ラン	タシロラン	
	ラン	クロヤツシロラン	
	情報不足 (DD)	ウマノスズクサ	スエヒロアオイ
ウマノスズクサ		タマノカンアオイ	
ウリ		モミジカラスウリ	
トチカガミ		ウミヒルモ	
アマモ		タチアマモ	
ラン		ササバラン	

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
現状不明 (N-I)	オンダ	ヤクカナワラビ	
	オンダ	クロミノイタチシダ	
	イワデンダ	ツクシイヌワラビ	
	クルミ	ノグルミ	
	タデ	ナガバノヤノネグサ	
	アカザ	ハマアカザ	
	アカザ	ハママツナ	
	ケシ	ヤマブキソウ	
	バラ	ヒロハノカワラサイコ	
	バラ	ハチジョウイチゴ	
	モクセイ	トネリコ	
	ゴマノハグサ	ゴマノハグサ	
	キク	ハマベノギク	
	キク	クマノギク	
	ヒルムシロ	センニンモ	
	ユリ	シロバナショウジョウバカマ	
	カヤツリグサ	アワボスゲ	
分布上注目種等 (N-II)	リュウビンタイ	リュウビンタイ	
	コバノイシカグマ	オドリコカグマ	
	チャセンシダ	ハマシダ	
	シンガシラ	ハイコモチシダ	○
	ヒメシダ	ケホシダ	
	ヒメシダ	ヒメハシゴシダ	
	イワデンダ	ビッチュウヒカゲワラビ	
	ウラボシ	ツノダシクリハラン	○
	ヒノキ	オキナワハイネズ	
	ニシキギ	モクレイシ	
	ツツジ	ウンゼンツツジ	
	ミツガシワ	ミツガシワ	
	アカネ	ヒロハコンロンカ	
	キク	ハチジョウアキノキリンソウ	
	部会注目種 (N-III)	ハナヤスリ	ハマハナヤスリ
コケシノブ		オオハイホラゴケ	
ホングウシダ		エダウチホングウシダ	
チャセンシダ		コタニワタリ	
オンダ		ツクシイワヘゴ	

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
部会注目種 (N-Ⅲ)	オンダ	スカイタチシダモドキ	
	ヒメシダ	ミゾシダモドキ	
	ヒメシダ	テツホシダ	○
	イワデンダ	イワイヌワラビ	
	イワデンダ	ウスバミヤマノコギリシダ	
	ウラボシ	アオネカズラ	
	クスノキ	バリバリノキ	
	ツヅラフジ	ハスノハカズラ	
	ツゲ	ツゲ	
	アリノトウグサ	フサモ	
	サクラソウ	モロコシソウ	
	アカネ	イナモリソウ	
	シソ	ホナガタツナミソウ	○
	キキョウ	サワギキョウ	
	ユリ	アマナ	
	キンバイザサ	コキンバイザサ	
	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	
	イネ	ウキシバ	
	サトイモ	ミツバテンナンショウ	
	カヤツリグサ	コマツカサススキ	
	ラン	アケボノシュスラン	
	ラン	ベニシュスラン	
	ラン	シュスラン	
	ラン	ギボウシラン	
	ラン	アオフタバラン	
	ラン	アリドオシラン	
	ラン	ヒトツボクロ	
	計		239種

(注) レッドリストのうち、認証森林範囲に分布すると記載された種。

「普及版」は、「静岡県版レッドデータブック普及版」の掲載種。

(上記は、他の「希少動植物の生息一覧」についても同様)

### 希少動植物の生息一覧 (希少哺乳類)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	○
	ヒナコウモリ	ユビナガコウモリ	
準絶滅危惧種 (NT)	トガリネズミ	カワネズミ	○
	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	
	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	
	リス	ムササビ	○
	ネズミ	カヤネズミ	○
情報不足 (DD)	ヒナコウモリ	テングコウモリ	
	リス	ニホンモモンガ	
	ヤマネ	ヤマネ	○
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	オナガザル	ニホンザル	○
部会注目種 (N-Ⅲ)	リス	ニホンリス	
計		12種	

### 希少動植物の生息一覧 (希少鳥類)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	タカ	イヌワシ	
	ウミスズメ	カンムリウミスズメ	
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	サギ	サンカノゴイ	
	サギ	ミゾゴイ	
	クイナ	ヒクイナ	○
	カワセミ	アカショウビン	
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	タカ	ハチクマ	
	タカ	オオタカ	○
	タカ	ハイタカ	
	タカ	サシバ	○
	タカ	クマタカ	
	ハヤブサ	ハヤブサ	○
	チドリ	シロチドリ	○
	フクロウ	アオバズク	○
	ヨタカ	ヨタカ	○
	カワセミ	ヤマセミ	○
準絶滅危惧種 (NT)	カモ	シノリガモ	
	キジ	ヤマドリ	
	クイナ	クイナ	
	フクロウ	フクロウ	
	キツツキ	アリスイ	
	キツツキ	オオアカゲラ	
	ツバメ	コシアカツバメ	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○
情報不足 (DD)	シギ	ヤマシギ	
	フクロウ	オオコノハズク	
	ツグミ	アカコッコ	
	ウグイス	イイジマムシクイ	
分布上注目種等 (N-II)	タカ	オオワシ	
部会注目種 (N-III)	タカ	ミサゴ	
計		30種	

### 希少動植物の生息一覧 (希少爬虫類・両生類)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	サンショウウオ	ハコネサンショウウオ	
準絶滅危惧種 (NT)	アオガエル	カジカガエル	
	アオガエル	モリアオガエル	○
情報不足 (DD)	ヘビ	シロマダラ	○
分布上注目種等 (N-Ⅱ)	トカゲ	オカダトカゲ	○
部会注目種 (N-Ⅲ)	ヤモリ	ニホンヤモリ	
	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○
	アカガエル	トノサマガエル	
計		8種	

### 希少動植物の生息一覧 (希少淡水魚類)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ハゼ	シロウオ	○
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	アカザ	アカザ	○
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	メダカ	メダカ	○
	ハゼ	ヒモハゼ	○
	カジカ	ウツセミカジカ	○
準絶滅危惧種 (NT)	カジカ	アユカケ	○
分布上注目種等 (N-II)	サケ	サツキマス	
	コイ	タカハヤ	
	ドジョウ	シマドジョウ	
	ハゼ	トウヨシノボリ池沼型	
	ハゼ	ビリンゴ	
部会注目種 (N-III)	ウナギ	オオウナギ	
	ヨウジウオ	テングヨウジ	
	ヨウジウオ	イッセンヨウジ	
	ユゴイ	ユゴイ	
	ユゴイ	オオクチュゴイ	
	カワアナゴ	カワアナゴ	
	カワアナゴ	チチブモドキ	
	カワアナゴ	テンジクカワアナゴ	
	ハゼ	クロコハゼ	
	ハゼ	タネハゼ	
	ハゼ	ヒナハゼ	
計		22種	

### 希少動植物の生息一覧 (希少昆虫類)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	イトトンボ	モートンイトトンボ	
	サナエトンボ	キイロサナエ	
	エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ	
	シジミチョウ	ウラナミアカシジミ	
	シジミチョウ	クロシジミ	
	ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ	
準絶滅危惧種 (NT)	カワトンボ	アオハダトンボ	
	サナエトンボ	ホンサナエ	○
	サナエトンボ	コサナエ	
	トンボ	ヨツボシトンボ	
	オサムシ	ヒョウタンゴミムシ	
	ガムシ	ガムシ	
情報不足 (DD)	キリギリス	イズササキリ	○
	キリギリス	アマギササキリモドキ	
	コオロギ	オオオカメコオロギ	
	コオイムシ	タガメ	○
	オサムシ	ウミホソチビゴミムシ	
	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ	
	ダルマガムシ	クロコブセスジダルマガムシ	
	コガネムシ	ヒゲコガネ	
	ハムシ	キヌツヤミズクサハムシ	
	ゾウムシ	ババスゲヒメゾウムシ	
	ヤガ	クビグロケンモン	○
現状不明 (N-I)	イトアメンボ	イトアメンボ	
	シャチホコガ	カバイロシャチホコ	
分布上注目種等 (N-II)	コオロギ	クチナガコオロギ	
	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	
	セセリチョウ	コキマダラセセリ	
	タテハチョウ	コムラサキ	
	シャクガ	シュゼンジフユシャク	

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
部会注目種 (N-Ⅲ)	イトトンボ	ルリイトトンボ	
	バツタ	ハネナガイナゴ	
	コオイムシ	コオイムシ	
	カミキリムシ	トゲムネアラゲカミキリ	
	シジミチョウ	フジミドリシジミ	
	マダラガ	オキナワルリチラシ	
	ドクガ	トラサンドクガ	
	ヤガ	コシロシバタ	
計		38種	

### 希少動植物の生息一覧 (希少陸・淡水産貝類)

カテゴリー	科 名	種 名	普及版
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	オナジマイマイ	ミヤケチャイロマイマイ	○
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ゴマガイ	ベニゴマガイ	○
	カワザンショウガイ	ムシヤドリカワザンショウガイ	
	キセルガイ	シイボルトコギセル	
	キセルガイ	ハナコギセル	○
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	カワザンショウガイ	ヨシダカワザンショウガイ	
	オオミミガイ	マクスジコミミガイ	○
	キセルガイ	オオトノサマギセル	
	キセルガイ	ヒロクチコギセル	
	ナンバンマイマイ	メルレンドルフマイマイ	
	ナンバンマイマイ	ヤセアナナシマイマイ	
準絶滅危惧種 (NT)	タニシ	マルタニシ	
	タニシ	オオタニシ	
	クビキレガイ	ヤマトクビキレガイ	
	モノアラガイ	モノアラガイ	
	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ	
	ヒラマキガイ	トウキョウヒラマキガイ	
	ヒラマキガイ	ヒラマキガイモドキ	
	マキゾメガイ	ヒラドマルナタネガイ	
	キセルガイ	オクガタギセル	
	キセルガイ	ヒメギセル	
	オカモノアラガイ	ナガオモノアラガイ	
	オナジマイマイ	ミヤマヒダリマキマイマイ	
情報不足 (DD)	カワザンショウガイ	ウスイロヘソカドガイ	
計		24種	

別紙2 (希少動植物の保護に関するマニュアル)

希少動植物の生息確認調査票

伊豆半島森林認証ネットワーク

F M認証管理責任者 様

サイト管理責任者

氏名

希少動植物を発見したので下記のとおり報告します。

項 目	内 容
発 見 日	年 月 日
発見の場所	サイト名 : 林小班番号 :
希少動植物名	
発見後の対応	

添付書類：発見した場所の地図（森林計画図）

希少動植物の様子がわかる写真

### 参考資料3

#### 森林管理計画書「6-4安全管理」関係

#### 森林ボランティア等推進方針

##### 1 趣旨

森林管理計画書「6-4安全管理」に基づき、市民の森林経営・管理への参加を推進するため、森林ボランティアに関する推進方針を次のとおり定める。

##### 2 現状

森林ボランティア活動は、実際の森林で森林や木々を見て、触れて、感じ、発見することで、森林の有する多面的機能や木材利用に対する理解と関心を深める有効な方法である。

森林ボランティア活動や森林・林業の体験を伴った都市と山村の交流が様々な主体により行われ、それに参加する市民が増えているが、参加者は限定的なのが現状である。

##### 3 方針

森林ボランティアは、市民が森林とのふれあいを通じて森林への理解や関心を高めるための推進役として活躍することが期待される。

特に、里山の竹林等、経済性の低い森林、生態系などの保全を図る必要が高い森林、広く市民が利用するレクリエーション空間としての森林等は、森林ボランティアが積極的に森林経営・管理に参加することが期待される。

このため、現在、県、市町が実施している各種イベントや講座（森づくり県民大作戦、しずおか未来の森サポーター制度、森林ボランティア講座等）の充実・推進を図り、森林ボランティアの育成・発掘を進めるとともに、県営林（静岡悠久の森）や市町有林等を活用し、森林ボランティアと行政・林業関係者との連携を深め、協働による森づくり活動を推進する。

## 参考資料4

### 森林管理計画書「6－5 化学物質処理」関係

#### 化学物質取扱いマニュアル

森林管理計画書「6－5 化学物質処理」に基づき、化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）の使用にあたっては、次のとおりとする。

#### 1 FM認証管理責任者

- (1) サイト管理責任者からの報告を整理、記録する
- (2) 使用についての疑義を調査する

#### 2 サイト管理責任者

##### (1) 化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）使用基準

原則として使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合でも必要最低限とし、次のとおりとする。

- ・合成化学薬品は、ほかに非常に高価でない非化学薬品の代替物がない場合にのみ使用する
- ・使用する場合は、いかなる場合でも生態系に何らかの影響を及ぼすことを心得ること

##### 《忌避剤》

- 野生鳥獣による植林後の苗木における食害等に対し、化学物質によらなければ保護ができないと判断した場合

##### 《育苗における薬剤》

- 植栽苗の生育が明らかに劣っていて、天然性肥料の使用では経済的育林が不可能である場合

- 植栽木が病虫獣害等により、化学物質によらなければ樹勢が回復しないと判断した場合

##### 《全体》

- 次の事項を場所の条件とする。

使用しようとする場所が水道水源に影響がない場所

希少動植物が確認されていない場所

##### (2) やむを得ず化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用する場合

- ・FM認証管理責任者に別紙1「化学物質使用報告書（忌避剤・育苗における薬剤等）」を提出する
- ・別紙1「化学物質使用報告書（忌避剤・育苗における薬剤等）」の「使用の理由」欄には、非化学薬品の代替物でなく、化学薬品を使用する正当な理由を記載する
- ・また、合成化学薬品を使用する際には、検討された非化学薬品も併せて記録すること
- ・化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）の基準量を遵守すること
- ・化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用する際は、取扱説明書等を遵守し、ゴーグルや手袋の着用等により人体への影響を配慮する
- ・粒状物質を使用する場合は、他の林分や河川等への直接流出がないように工夫すること

- ・使用後において使用した原因が改善しているかどうか確認すること
- ・追加の使用及び翌年度の使用においても手順は同じものとする
- ・万一、化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）を使用して生態系に対する重大な影響を確認した場合は、FM認証管理責任者に別紙2「化学物質（忌避剤・育苗における薬剤等）に関する生態系影響報告書」により報告し、対応を検討する

別紙1 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質使用報告書 (忌避剤)

伊豆半島森林認証ネットワーク

FM認証管理責任者 様

サイト管理責任者  
氏名

サイト名							
事業期間							
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (0)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (0)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (0)
番 号	地 番		忌避剤の種類	樹 種	林 齢	面 積	実施日 (散布日)
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (0)

添付書類：使用した場所の地図

合計使用量(ℓ)

使用の理由

別紙1 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質使用報告書 (育苗における薬剤等)

伊豆半島森林認証ネットワーク

F M認証管理責任者 様

サイト管理責任者  
氏名

サイト名							
事業期間							
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						
	住 所		林小班	林 班	準林班	小 班	使用量 (ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	植 栽 日
	所有者名						

	住 所		林小班	林 班	準 林 班	小 班	使用量 (ℓ)

添付書類：使用した場所の地図

合計使用量(ℓ)
----------

使用の理由
-------

別紙2 (化学物質取扱マニュアル)

化学物質 (忌避剤・育苗における薬剤等) に関する生態系影響報告書

伊豆半島森林認証ネットワーク

FM認証管理責任者 様

サイト管理責任者

氏名

化学物質(忌避剤・育苗における薬剤等)の使用により生態系への影響が確認されましたので、下記のとおり報告します。

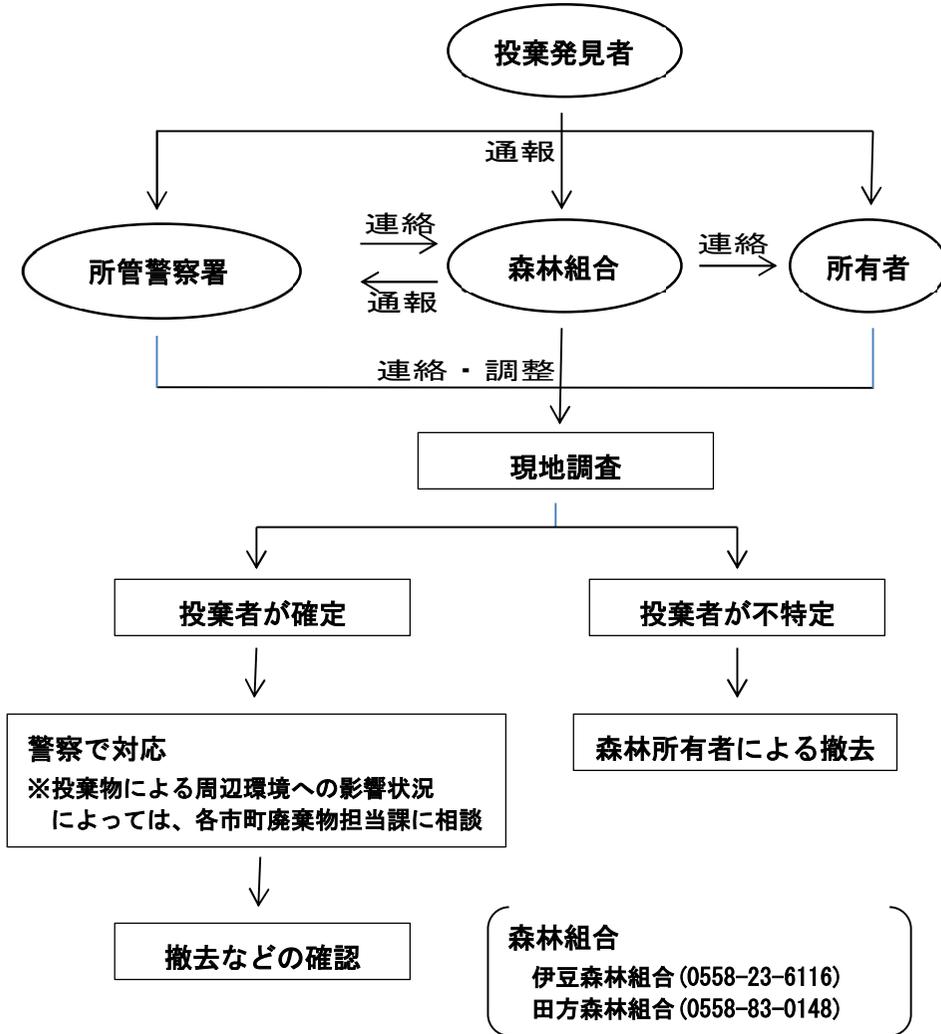
記

項目	内容
化学物質使用日	年 月 日
使用場所	サイト名： 林小班番号：
使用の理由	
化学物質名	
確認された生態系への影響	
対応方法	

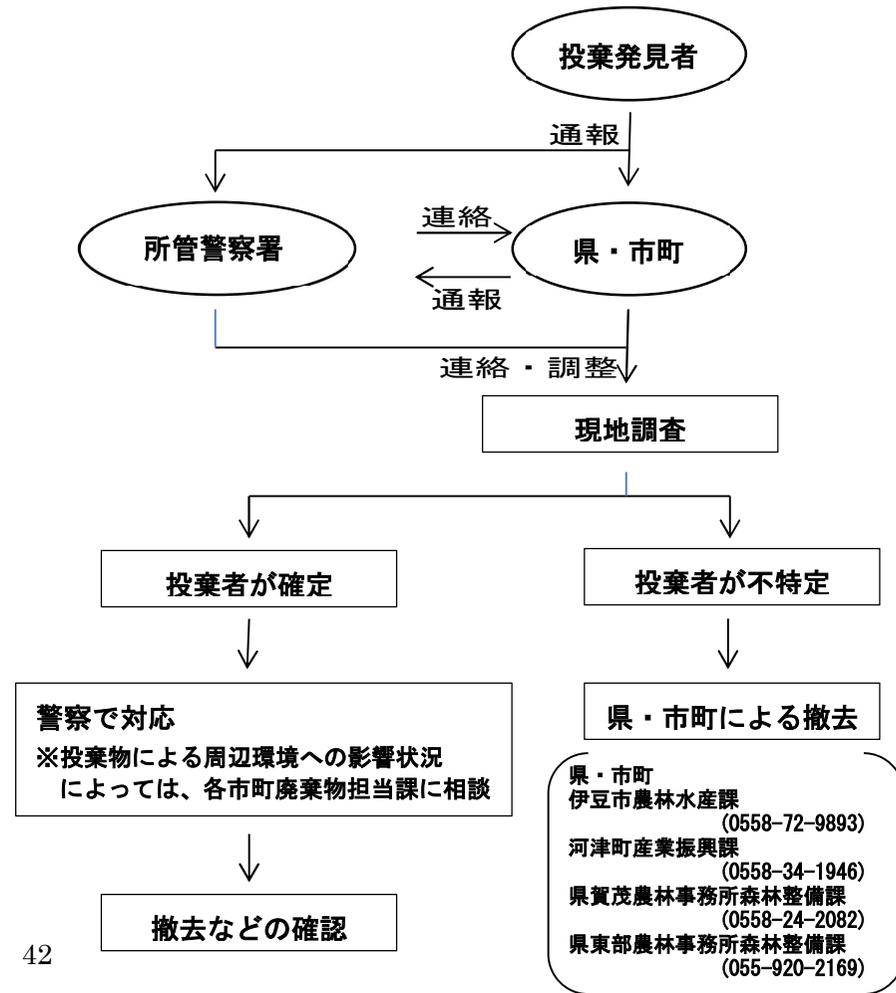
添付書類：使用した場所の地図（森林計画図）

使用の様子がわかる写真

不法投棄処理フロー(森林組合サイト)



不法投棄処理フロー(県営林、市町有林サイト)



## 参考資料6

### 森林管理計画書「8-5 廃棄物処理」関係

#### 廃棄物処理マニュアル

##### 1 趣旨

森林管理計画書「8-5 廃棄物処理」に基づき、「持続可能な森林経営・管理」の実現を目指し、適切な廃棄物の処理を実施するためのマニュアルを次のとおり定める。

##### 2 廃棄物処理の基本方針

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず、すべて事業所に持ち帰り、適切に処理すること。

##### 3 廃棄物処理の方法

- (1) 廃棄物の処分方法は、市町によって異なるため、所在する市町の分別収集カレンダーを確認の上、ルールに従って処分することとする
- (2) 事業所に持ち帰った廃棄物について、分別収集カレンダーで確認できない事項に関しては、次の問い合わせ先で確認し、適切に処分することとする

市町名	問い合わせ先	電話番号
沼津市	沼津市ごみ対策推進課	055-934-4743
伊豆市	伊豆市環境衛生課	0558-72-9857
伊豆の国市	伊豆の国市廃棄物対策課	055-949-6805
下田市	下田市環境対策課	0558-22-2213
東伊豆町	東伊豆町住民福祉課	0557-95-6203
河津町	河津町町民生活課	0558-34-1932
松崎町	松崎町生活環境課	0558-42-3969

## 参考資料 7

### 森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」関係

#### FSC 認証材取扱いマニュアル

森林管理計画書「9-5 グループ関係者以外の認証材の取扱い」に基づき、グループ関係者以外の者が当グループの FSC 森林認証材を取扱う場合については、次のとおりとする。

なお、本マニュアルにおける「立木売買」とは、所有権が森林所有者から契約した業者に移転したうえで素材生産を行うことをいい、「委託生産」とは、所有権が森林所有者から移転しないまま素材生産を行うことをいう。

#### 1 当グループの認証林内で立木売買を行う場合

##### (1) 施業前

- ・契約業者は、立木売買契約書等に当グループの認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しをサイト管理責任者に提出する
- ・サイト管理責任者は、立木売買契約書等の内容から、当グループの認証林の有無や COC 認証取得の有無等を確認し、認証材として適正と認められた場合、「FSC 森林認証材証明書（立木売買用）（別紙 1）」を契約業者に交付することができる

##### (2) 施業後

- ・契約業者は、精算書（写）又は売上傳票（写）等を用い、FSC 森林認証材の出荷材積をサイト管理責任者に報告する
- ・契約業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」をサイト管理責任者に提出する

#### 2 当グループの認証林内で委託生産を行う場合

##### (1) 誓約書の提出

- ・グループ関係者以外の者が、当グループの認証林内で委託生産を実施し、FSC 森林認証材として取扱う場合、本グループの目的に同意し、FM 認証管理責任者に「FSC 認証材取扱いに関する遵守誓約書（別紙 2）」を提出すること

##### (2) 施業前

- ・グループ関係者又は委託請負業者は、請負契約書（写）等に当グループの認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しをサイト管理責任者に提出する
- ・サイト管理責任者は、請負契約書等の内容から当グループの認証林の有無を確認し、認証材として適正と認められた場合、「FSC 森林認証材証明書（委託請負用）（別紙 3）」をグループ関係者又は委託請負業者に交付することができる

##### (3) 施業後

- ・グループ関係者又は委託請負業者は、精算書（写）又は売上傳票（写）等を用い、FSC 森林認証材の出荷材積をサイト管理責任者に報告する
- ・グループ関係者又は委託請負業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」をサイト管理責任者に提出する